

【ポスター発表】

社会福祉士生活保護ケースワーカーの対人援助業務に対する意欲と 負担感に関する調査研究

—生活保護業務5年以上の社会福祉士へのインタビュー調査を通して—

○ 関西学院大学 高井由起子 (2729)

[キーワード] 生活保護、社会福祉士、専門職

1. 研究目的

近年、被保護世帯が急増している状況にある。2011年3月の東北地方太平洋沖地震の影響等もあり、被保護世帯は増加の一途を辿っている。このような状況下において、単なる金銭給付のみでは解決できない複雑多岐にわたる生活問題を抱えた被保護者に対応するケースワーカーの負担感は増加傾向にあると考えられる。森川美絵らによる2003年実施の生活保護ケースワーカー(713名)へのアンケート調査によると、1人あたりの担当ケースが90を越える場合、援助を振り返る余裕もなく、援助関係作りや援助方針の設定も困難であると感ずる傾向にあった。

また筆者の生活保護ケースワーカーを対象とした2009年の調査では、社会福祉士資格取得者の方には、大学等で社会福祉を専門に学び、更に国家資格を取得した、社会福祉専門職としてのアイデンティティが十分保障されているのか、という疑問を持つに至った。それは、社会福祉士資格取得者からは現在の研修に関して期待感が薄い傾向にあった調査結果からも考察されることであった。一つの方法として、社会福祉士資格取得者の専門性が活かされるような効果的な現業員訓練について検討を深める必要性を感じるに至った。

近年の傾向は、生活保護ケースワーカーの職務状況が厳しくなる傾向に拍車をかけていると言える。また生活保護ケースワーカーの様々な負担感は例え専門的な知識を修得している社会福祉士であっても時には意欲を失う可能性があると考えられる。しかしながら社会福祉士生活保護ケースワーカーを対象とした調査研究は多く見当たらない。

そこで前回の調査を通して、今回は生活保護ケースワーカーの、なかでも社会福祉士有資格の方々の現在の職場体制に対する意識、現行生活保護制度に対する考え、対人援助に対する負担感、社会福祉士生活保護ワーカーのあり方に対する考え、意欲を損なうことのないような職場環境等を明確にすることにより、よりよい生活保護ケースワーク実践の方策について考察していくものである。

2. 研究の視点および方法

調査の方法として2012年2月現在、継続して5年以上生活保護ケースワーカー業務に従事している方に対し、インタビューを通して聞き取り調査を実施した。フェイスシートと

して、①経験年数、②大学等での専攻、③資格、④前任部署、⑤年齢、性別、⑥担当数及び持ちケースの負担感、とした。そして質問項目として①職場体制についての意見、②現行の生活保護制度についての意見、③生活保護ケースワーカー業務に対する満足度とその理由、④生活保護ケースワーカーは社会福祉士であるべきかどうか、意見とその理由、⑤研修制度に対する意見とその理由、⑥異動希望、等についてとした。調査方法は、調査表の質問項目に従い筆者が直接聞き取りを行なった。調査期間は2012年2月、A県下3箇所の福祉事務所にて、それぞれ1名に対して調査を実施した。

3. 倫理的配慮

調査を実施するに際しては、調査結果等、ご協力いただいた方の個人名や所属等が一切公表されることのないようにする旨、あわせて個人情報にかかわる事項についても細心の注意を払い、一切公表しないことを文書とともに説明し、調査協力者から同意を得た。

4. 研究結果

はじめに職場体制に対する意見であるであるが、査察指導員が生活保護ケースワーカーの経験者等であるため、業務の苦労を理解してもらえる面もあり、適切な指導をもらえるという意見がよく聞かれた。その一方、査察指導員の言動で業務に対する意欲をなくしてしまうこともあるとの意見も聞かれた。また現行の生活保護制度についてであるが、不正受給に対する意見がいくつか聞かれた。保護費運用を過剰に厳しく管理するべきではないと思うが、市民感情を考えると判断が難しいと感じることや、ケースワーカーによって対応が異なっているのではないかと感じる面もある、との意見があった。また解釈や判断に困る可能性のあるあいまいな法律について、支援実施や運用に困る、という意見もあった。生活保護ケースワーカーは社会福祉士であるべきかどうか、という質問については、社会福祉士有資格者の方が特に被保護者の置かれている状況に対する理解があるので、対応に余裕が感じられる、という意見があった。一方で支援すればするほどケースワークと遠ざかっているのではないかと、自立支援から遠のいてしまっているのではないかとというジレンマに陥ることもある、との意見もあった。また研修については例えば精神障害者の方への具体的な支援の方法等、具体的かつ実践的な研修を希望する、という意見が多く聞かれた。

5. 考察

今回の調査では特に職場体制に対する意見が肯定的になるか否定的になるかによって、それ以外の「生活保護ケースワーカー業務に対する満足度とその理由」「生活保護ケースワーカーは社会福祉士であるべきかどうか、意見とその理由」「研修制度に対する意見とその理由」についても同様、肯定的になるか、また否定的になるかどうかに分かれる傾向にあった。しかしながら今回の調査対象者が3名であったため、分析には一定の限界があるといえる。そのため今後も継続して研究を続けていきたい。